調査データ

日商提言　国と地域の再生に向けた観光振興について（概要）

既報

Ｉ 基本的な考え方

1、「国内観光」と「インバウンド」の両輪による観光振興の促進

現在、空路による訪日外国人旅行者の約9割が、首都圏空港、国際拠点空港などの主要7空港から入国しており、それ以外の空港利用はそれぞれ1％に満たない。また、主要7空港が所在する地域における外国人旅行者の宿泊は約8割と、滞在先も特定都市に集中している。さらに、首都圏空港等の空港容量および、東京や大阪などの大都市の宿泊施設の収容数は限界に近づいている。

今後、さらなるインバウンドの拡大を実現するためには、わが国全体での観光振興の推進が不可欠であり、特に、玄関口となる首都圏空港、国際拠点空港等の整備・拡充および都心部とのアクセス改善、情報通信環境のさらなる整備等による、大都市圏のグローバル観光都市としての機能強化が重要である。そして、これらに加えて、大都市に次ぐ新たな地域観光の核となる「交流拠点都市」（仮称）を構築し、その周辺地域との連携により、全国各地に旅行者を行き渡らせる仕組みを作り上げることが必要である。

交流拠点都市は、大都市および周辺地域とのネットワークを整備するとともに、産業観光などの新たな観光開発を推進することが求められる。また、周辺地域においては、自然、歴史、文化、食など地域固有の資源を活用し、観光の魅力向上を図り、国内観光の推進とともに、外国人旅行者の地域への誘客を促していく必要がある。

以上のように、国内居住者による「国内観光」と「インバウンド」を両輪とした観光振興の促進により、観光による地域の消費拡大と雇用促進を実現させ、地方創生につなげていくことが重要である。

2、観光関連産業のイノベーション促進と地域内産業間の連携と協働

観光を地域経済・社会の活性化の原動力としていくためには、旅行者などの域外からの需要の獲得・拡大を図ると同時に、それを域内での消費、生産・サービス活動、雇用、投資の拡大に結びつけていくことが重要である。この観点から、「観光客数」のみならず地域に直接的な経済効果をもたらす「観光消費額」の拡大に力点をおいた取り組みの強化が必要である。

観光関連産業の育成・強化のみならず、1次産業をはじめ多様な産業の連携による新事業開発など、観光を通じた業種を越えた地域産業の連携・協働関係の構築とイノベーションの促進により、地域産業の活性化を図ることが重要である。

3、関係府省庁、国と自治体、自治体間の垣根を越えた推進体制の構築・強化

現在、観光庁をはじめとする関係府省庁が観光振興に関与しているが、全体を統括・運営する司令塔が不在のため、各々の事業が個別に実施され、連携が取れず非効率なものもある。観光担当大臣の強力なリーダーシップのもと、観光庁が観光に係る施策を総合的に調整できるよう体制を構築・強化し、戦略的に観光振興策を推進することが必要である。

Ⅱ 地方創生の観点から重点的に取り組むべき事項

1、交流拠点都市の構築による観光の振興

「交流拠点都市」は、同都市内もしくは隣接都市内の地方空港や高速道路、高速鉄道の交通インフラを生かし、インバウンドの分散化・拡大の受け入れ先として、首都圏空港・国際拠点空港等とのネットワークの構築並びに、海外からのチャーター便や直行便の乗り入れ拡大を図っていくことが必要である。

また、歴史的建造物、旅館、空き家等の既存のストックおよびICTによる情報を、有効に整備・活用し、観光開発を進めるとともに、周辺地域との2次交通の整備を図り、交流拠点都市を核とした周辺地域を含む広域連携観光を促進することが重要である。

（1）交流拠点都市の指定に備えるべき要件

政府は、原則として以下の条件を満たす都市を「交流拠点都市」として、公募により10カ所程度を指定する。

●成田、関西、羽田、福岡、中部、新千歳、那覇の7空港に次ぐ国際線就航が可能な地方空港や高速道路、新幹線等の高速鉄道が利用可能な都市。

●自地域内や周辺地域に優れた観光資源を有し、2次交通等のアクセス、宿泊施設の容量など、周辺地域を含めて、内外の旅行者を集客することが潜在的に可能な都市。

●インバウンドとアウトバウンド（日本人の海外旅行）の双方向の送客システム（ツーウェイツーリズム）の構築が見込まれる都市。

（2）交流拠点都市における取り組み

交流拠点都市の自治体は、空港、航空会社、鉄道会社、旅行会社、商工会議所、関係団体等と連携して、以下の取り組みを推進する。

【交流ネットワークの強化】

●首都圏空港・国際拠点空港等と、交流拠点都市もしくは隣接都市に所在する地方空港との航空ネットワークの促進、並びに同地方空港へのチャーター便やLCC誘致など路線の拡大を図る。

●3大都市圏等との高速鉄道や高速バス等によるネットワークの促進、路線の拡大を図る。

●地方空港や高速鉄道の拠点駅等から、周辺地域への2次交通（バス、鉄道）の整備を推進する。

【地域の観光開発、魅力の向上】

●免税店の増大によるショッピングツーリズムの推進など地域での観光関連消費の拡大を図る。

●地域の観光資源を磨き上げ、産業観光、エコツーリズム、医療観光、スポーツツーリズムなど地域特性に応じた新しい観光開発を促進する。

●税制・財政等の優遇措置を活用し、ホテル等の観光施設の開発・誘致、観光関連産業の育成を促進する。

【広報・プロモーションの強化】＝略

（3）交流拠点都市に対する政府の支援

【想定される支援策】

▽財政支援

・交流拠点都市と周辺地域を結ぶ2次交通や、交流拠点都市内の鉄道・バス等の交通システムの育成・強化への重点的な支援

・ターゲットとするインバウンド対象国からの旅行会社・航空会社の招聘、旅行客誘致戦略の策定・実施に関する専門家の派遣など、誘致活動への強力な支援

・海外メディアにおける交流拠点都市・周辺地域の特集番組の放映、主要誌への掲載、国際展示会への出展、海外メディアの当該地域への招聘など、拠点地域に特化した海外プロモーション事業実施への支援

・その他、交流拠点都市が計画する事業に対する必要な支援

▽金融支援

・ホテル、旅館、土産品小売店、飲食店など観光関連施設の新設、増設に必要な設備資金の低利融資・利子補給

・観光関連事業の創業に必要な運転資金の低利融資

▽税制措置

・観光関連施設・設備の投資に対する法人税の特別償却または税額控除および特例措置を受ける事業実施者の所得控除

2、観光ネットワークの構築による観光の広域展開

国内観光の促進と外国人旅行者の各地への分散・拡大には、周辺地域における魅力ある観光開発とともに、交流拠点都市などを支点とする観光ネットワークを構築し、地域間相互の連携による広域観光の展開が必要である。

（1）周辺地域の重要性

●訪日外国人旅行者を広く各地に行き渡らせるためには、大都市や交流拠点都市などからの旅行者の受け入れ先となる魅力ある周辺地域が必要・不可欠である。

●同周辺地域は、地域資源を活用した観光開発等により、まずは、国内旅行者の集客において競争力を備えていることが必要である。

（2）周辺地域における取り組み

●交流拠点都市とその周辺地域は、地域の特色を活かした観光圏を形成し、様々な観光商品・観光サービスの造成・開発を促進する。

●周辺地域においては、歴史・文化・伝統・産業を活かした教育旅行・体験ツアーや、自然や食を活かしたグリーンツーリズムなど、旅行者のニーズに対応して、地域資源を活用した新たな観光商品・サービスの開発を促進する。

●交流拠点都市および他の周辺地域と連携のうえ、宿泊を伴う観光あるいは日帰り観光のいずれをターゲットとするかなど、地域の特性、実情に適した観光戦略を策定・推進する。

●交流拠点都市および他の周辺地域との連携により、それぞれの地域にしかない観光資源や祭りなど、期間限定の観光商品や季節ごとのイベントを組み合わせることで、旅行者の訪問時期や地域を分散化させ、地域全体の観光のボリュームの拡大を図る。

●交流拠点都市などを軸とした、2地点間のライン型からその発展型となる3地点間のトライアングル型、それ以上の多地点間のラウンド型など、地域の特色を反映した広域観光ルートを開発し、情報発信・受け入れ体制の整備を図る。

（3）周辺地域に対する政府の支援

・地域における観光戦略策定の参考となる観光統計データの整備・提供

・ニューツーリズム開発のための専門家の派遣等の支援

・地域資源を活用した特産品、観光商品の開発のための支援の拡充

・コミュニティバス等の域内交通システム整備への支援など

なお、訪日外国人旅行者の主たる入口となっている3大都市圏や豊富な国際路線を有する空港の所在都市においては、空港とそのアクセス整備、CIQのさらなる改善、多言語案内表示や無料公衆無線LANの一層の向上など、グローバル観光都市としての受け入れ体制の強化が必要である。

3、観光関連産業のイノベーションと産業間連携の促進

観光を地域活性化のための重要な経済・文化活動と位置づける。その持続的な取り組みを推進するためには、観光関連産業の育成・強化はもちろん、1次産業をはじめ様々な産業の連携・相互補完による新商品・サービスの開発など、観光を通じた地域産業の育成とイノベーションの促進を図ることが重要である。

（1）観光関連産業の育成・強化

●自然・風景、コト（歴史・伝統・芸能・文化）、食など地域固有の資源を、ストーリーを付けて編集・開発し、域外から多くの人々を呼び込むことは、地域に消費・雇用の拡大などの経済的な効果をもたらすだけでなく、地域文化の普及、向上にもつながる。こうした点を踏まえ、観光関連産業を育成していくことが必要である。

●それぞれの地域における産業特性を踏まえつつ、観光を通じた様々な産業の協働・補完体制を構築し、地域内の雇用の拡大、投資の促進につなげていくことが必要である。

●工場視察、農作業体験など、それぞれの産業の観光要素を有する取り組みを推進し、ビジネスにつなげることで産業のイノベーションを図っていくことが重要である。

●歴史的建造物や文化施設のレストラン、カフェ等としての利用など、地域素材の新たな観光資源としての有効活用の促進が求められる。そうした取り組みにより起業した中小・零細企業を、観光クラスターとして形成することにより、魅力的な観光の創造と地域産業の育成を促進する。

●地域内のインフラ整備、都市機能強化という観点から、地元自治体、関係団体、住民の協働による、まちづくりと一体となった観光振興の取り組みが重要である。

●こうした観光関連産業の育成や観光を通じた多様な産業の協働・補完体制の構築には、人材が不可欠であり、自治体、大学、専門学校、企業などが一体となった人材育成の仕組みづくりが必要である。

（2）政府による支援

・観光関連産業の創業や企業育成のための財政・税制上の支援

・観光人材の育成に向けた研修システム、助成制度の構築などの支援

・PPP（官民パートナーシップ）の推進による公用・公共保存施設や公用地等の観光振興への活用の促進

・地域の観光素材となる郷土芸能・文化・祭り等の保存・育成のための補助・助成制度の拡充

・農山漁村体験ツアーの促進に向けた旅行業法の見直しなど

Ⅲ 全国的な取り組みに関する具体的な要望事項

1、「国内観光」と「インバウンド」の両輪による観光振興の促進

国内観光

（1）社会資本の整備・活用と連動した観光振興の推進

①まち歩きに適した歩行者空間の整備

歩行者優先の都市空間整備は世界的な潮流となっており、旅行者が訪問地でまちを歩き、人と触れ合い地域の生活文化を感じることができる、賑わい空間の整備を図ることが重要である。都市再生特別措置法、中心市街地活性化法あるいは国家戦略特区に基づく認定地区においては、道路法における占用許可の特例措置が適用され、道路を活用したイベントやオープンカフェの設置、景観に配慮した案内表示の配置等が可能である。まちなかの賑わい創出やまち歩き観光促進のため、この特例措置を全国に適用拡大されたい。

②歴史的建造物、特別史跡等を観光資源として活用するための利用許可基準の緩和

わが国には、特別史跡や古民家、武家屋敷などの歴史的建造物が数多く残されており、これらを観光資源に、宿泊施設やレストラン、オフィスなどとして地域固有の魅力創造に活用していくことが重要である。しかし、これら建造物の、宿泊施設としての活用や、敷地内での飲食・販売施設等の設置については、許可手続きが高いハードルとなっている。

また、全国には約1150の近代産業遺産をはじめ、観光素材として魅力的な未利用公用・公共施設が数多くある。こうした施設を地域資源として有効活用できるよう、支援制度の創設やPPPの促進などを図る仕組みづくりが必要である。

③「空き建築物」を観光資源として有効活用するための規制の見直し

地域に点在する廃校や商店街の空き店舗などの「空き建築物」は、地域の観光資源やコミュニティスペースとして活用することで、交流人口の拡大を図ることができる。しかしながら、建築基準法の規制上、用途変更を行う場合は、建築基準に適合させるための改修を行ったうえで建築確認を行う必要があり、相当の費用が必要となることや、建築物本来の味わいが失われてしまうといった問題がある。

耐震性の確保など一定の安全基準を満たすことを前提に、地域に眠る空き建築物の再利用が促進されるよう、建築基準法上の規制の見直しを図られたい。

また、国家戦略特区では、7～10日以上の滞在を条件に、外国人の滞在施設について、構造設備基準や衛生措置等の旅館業法上の規制の適用が免除されている。特区で認められている外国人滞在施設事業に対する旅館業法の適用免除措置を、安全性の確保を前提として全国で認められたい。

FIT（海外個人旅行）の増加に伴う旅行者の多様化により、日本人の生活体験を楽しむための古民家での宿泊や農山漁村の民泊へのニーズが高まっており、外資系の宿泊手配サイト事業が加速している。現状の仕組みでは、国内事業者の空きアパート等を活用した宿泊施設営業の事業範囲が国家戦略特区等に限定されており、規制緩和によって海外事業者と対等な競争条件とすることは、国内事業者の育成、外国人旅行者に対する高品質なサービスの提供という観点からも重要である。また、今後の訪日外国人旅行者の増大を想定した宿泊施設の拡充にもつながることから、早期導入を検討されたい。

④電線の地中化・無電柱化の推進＝略

⑤水辺空間の整備と舟運ネットワークの構築＝略

（2）市町村域、県域を越えた広域連携観光の促進＝略

（3）地域におけるニューツーリズムの推進

ニューツーリズムは、観光産業以外の産業との連携による、地域の環境や特色を活かせる観光として注目され、スポーツツーリズムやエコツーリズム、農林漁業体験民宿によるグリーンツーリズムなど、様々な取り組みが行われている。地域が取り組むこれらニューツーリズムをさらに促進するために、国による財政的支援、専門家派遣などの人的支援、国内外への情報発信など、支援の強化を図られたい。

また、外国人富裕層を対象とした医療ツーリズムの推進強化、障害者や高齢者をはじめ誰もが安心して旅行することができる「ユニバーサルツーリズム」の拡大など、政府、自治体、民間が連携して、バリアフリー化と訪日プロモーションの強化に取り組むことが必要である。

（4）日本人の国内観光需要の喚起

①体験型プログラムを取り入れた国内教育旅行の促進

国内観光を推進するためには、自然、文化・歴史など様々な角度から未だ知られざる地方の魅力を、これまで以上に広く積極的に周知することが重要である。

児童・生徒を対象に、地方の魅力の体感、観光に関する興味・関心と理解促進の機会を提供するため、農山漁村体験をはじめ、地域の自然、文化・歴史などの体験プログラムにより構成される国内教育旅行を促進することが必要である。そのためには、地域におけるストーリー性をもった観光ルート、プログラムの策定と、自治体、国による広報・周知活動の推進が求められる。

②地域の観光資源としてのプロスポーツの有効活用

近年、地域の観光資源としてのプロスポーツの役割が高まっている。国民に人気の高い野球とサッカーは、春から秋にかけての同時期に開催されており、サポーターを含む観客の各地開催地への動員を奪い合っている状況にある。他のスポーツも含め、それらの開催期間を調整、分散化することによって、それぞれの観客数を増加させることが可能となり、スポーツツーリズムの促進、地域への交流人口と旅行消費額の増加を図ることが期待できる。

加えて、球場等の施設利用の促進、有効活用にもつながり、2020年オリンピック・パラリンピックに向けたスポーツ需要の拡大、地域における受け入れ環境の整備にもつながる。従って、各競技間の調整を図り、開催時期、場所の分散化により1年を通じて様々なプロスポーツを楽しめる仕組みを構築することが望まれる。

インバウンド

（1）空港・港湾の整備・強化

①国際拠点空港の容量拡大・整備、地方空港とのネットワークの強化

訪日外国人の約半数が羽田・成田の首都圏空港を利用している。首都圏空港における国際線需要は、概ね2020年代前半には約75万回と空港容量の限界に達する見込みである。首都圏空港の容量拡大をはじめ関西、中部の国際拠点空港のフル活用や地方空港の利用促進など、全国の航空ネットワークのさらなる連携・充実を早期に図り、受入機能を強化する必要がある。

具体的にはオープンスカイの推進、LCCやチャーターフライトなどを含む新たな航空事業者の参入促進、国際拠点空港と地方空港との機能分担やネットワーク強化などの推進、さらには、ビジネスジェットの受入環境の整備が求められる。

また、都心上空の飛行の実現や、国際拠点空港等の深夜早朝時間帯における新規就航・増便分に係る国際線の着陸料の割引、深夜バス等を運行する事業者向けの支援、都市中心部と空港との交通アクセスの向上など、様々な方策の検討、実施が必要である。

②港湾の整備促進によるクルーズ船の受け入れ拡大

平成26年のクルーズ船により入港した外国人旅行者は前年比2・4倍の約41・6万人で、全国106の港に寄港した。政府は、2020年のクルーズ船による入国外国人旅行者数100万人を目標に掲げているが、クルーズ船専用ターミナルは全国に9つのみで、そのほとんどが、貨物港との併用となっている。接岸する岸壁延長や水深不足の解消など、大型化するクルーズ船への対応を含め、港湾インフラの早期整備が必要である。

海外からの訪日ルートは、空以外は海のみであるという観点から、クルーズ観光の受け入れ促進が重要であり、例えば、瀬戸内海を対象としたクルーズ観光開発を国家的なプロジェクトとして進めるなど、積極的な取り組みを図られたい。

なお、現在、わが国が保有するクルーズ船は3隻にとどまっており、外国籍のクルーズ船の日本への寄港を拡大していく必要がある。しかし、飛行機や船による国内運航は、自国事業者のみに限定されており、日本発着の外国籍クルーズ船は、海外の港に立ち寄ることで、同規制（海運カボタージュ規制）を回避している。近年のクルーズ船の大型化（直近では4千人超乗船可）など、クルーズツーリズムの可能性は大きく、より多くのクルーズ船が全国各地に寄港できるよう、外国籍の船舶に対する運航制限を、観光クルーズ船に限り緩和されたい。

（2）訪日ビザ発給要件等のさらなる緩和

①訪日ビザ発給要件の緩和

日本への旅行者増加が見込まれる国々に対し、ビザ発給要件の緩和や免除を進められたい。特に、訪日プロモーション重点市場に追加された市場のうち、人口規模の大きさや、訪日客数の高い伸びが期待できる中国、インド、ブラジル、フィリピン、ベトナム等に対する、さらなる要件緩和を期待する。また、ASEANは今年12月に経済共同体の構築が予定されていることから、メンバーのミャンマー、カンボジア、ラオスについても工程表を作成し、戦略的な緩和を進められたい。

②外国人の長期滞在促進に向けた在留資格の見直し＝略

③寄港地上陸許可制度等の活用による訪日外国人旅行者の増大

昨年改定された「観光立国実現に向けたアクション・プログラム」を受け、トランジット旅客のうち国際線通過旅客の入国促進を図るため、本年3月より、成田空港において「Narita Transit Program」がスタートしている。国際線通過旅客の入国促進は、訪日外国人旅行者の増大や、訪日リピーター化の促進、空港施設等の利用増による空港周辺地域の活性化にもつながることから、寄港地上陸許可制度（ショアパス）を活用した新たな枠組みを早期に構築するとともに、各地の空港でのトランジットプログラム導入について促進されたい。また、地方への観光客取り込みのため、韓国で認められているような乗継客向けの無査証入国制度の導入やトランジット・ビザのインターネットによる発給など、発給方法の見直しを図られたい。

（3）空港・港湾における出入国手続きの迅速化・円滑化＝略

（4）訪日外国人旅行者受け入れ促進のための環境整備

①免税店の拡大に向けた制度の周知徹底と許可要件の明確化

昨年10月に実施された免税店（輸出物品販売場）の全品目免税対象化は、訪日外国人旅行者の消費を促す契機となったほか、2020年に向けて全国の免税店数を1万店に倍増させると見通しとなった目標も前倒しで達成の見通しとなった。さらに、本年4月からは、商店街やショッピングセンターが第三者への代理委託により、免税販売手続きを一括カウンターで実施できるよう制度改正が行われたことを歓迎する。今後は、免税店許可要件の明確化、手続きの簡素化と制度周知を図り、小規模事業者や地方の免税店の拡大を促進されたい。

②観光案内所の増設および観光案内機能の強化

訪日外国人旅行者が慣れない土地で不自由なく快適な観光をするためには、交通機関の要所やまちなか、道の駅、高速道路サービスエリアなどでの外国人に対する観光機能の強化が必要だ。

政府は、地方都市におけるJNTO認定外国人観光案内所の増設を図るなど、観光案内機能を拡充されたい。加えて観光案内所の質の向上が求められる。具体的には、民間事業者との連携により、通訳案内士・特例ガイドの常駐やコールセンターの活用による多言語対応に加え、各種観光ツアーや交通機関の手配、美術館・コンサートのチケット販売など、旅行者向けのサービスをワンストップで提供する機能を観光案内所内に持たせ、旅行者の利便性とおもてなしの向上を図られたい。

③観光案内等の多言語対応推進に向けた支援強化＝略

④公共交通機関における多言語表示・アナウンスの拡充＝略

⑤対象国ごとの対応マニュアルの作成と普及

政府は、在外公館等と連携して、外国人が感じる不便・不満点を把握し、ムスリム、ベジタリアンといった多様な人種、宗教、生活習慣等に対応した「国別接客マニュアル」を作成のうえ、関係者に周知・普及させ、わが国のおもてなしの向上を推進されたい。

また、観光業界において、外国人受入への消極的対応や古い商慣習の改善、現金決済が中心である中小規模の飲食店・小売店や旅館におけるクレジットカードの利用促進などに向けた支援、普及啓発を推進されたい。

（5）「クールジャパン」や「ビジット・ジャパン」と連動した海外観光プロモーションの強化＝略

（6）ビジネス需要の拡大と地域活性化に向けたMICEの促進

①地方都市へのMICE誘致の促進

政府では、国際的なMICE誘致競争に打ち勝つため、「グローバルMICE戦略都市」「グローバルMICE強化都市」を認定し支援しているが、認定を受けた都市はいずれも大都市であり、実際のコンベンション（国際会議）も、ほとんどが大都市で開催されている。

しかし、地方都市においても、地場産業に関連する国際会議の誘致や、地元旅館を活用した宿泊対応、周辺地域を巡るアフターコンベンションなど、地域ならではの魅力や「おもてなし」を活かした取り組みが展開されている。

政府においては、政府主催の国際会議の地方開催をはじめ、大都市でのMICE開催後の地方でのアフターコンベンションやインセンティブツアーを実施するなど、大都市と地方都市との連携や、地方都市が進めるMICE誘致への支援強化を図られたい。

②MICEに関する一元的な情報収集・提供体制の構築＝略

③MICEの魅力向上に向けたユニークベニュー・公共空間の活用促進＝略

（7）日本人の旅行需要喚起によるツーウェイツーリズムの実現

インバウンドの拡大を推進していくために、政府においては、海外との国際相互理解の醸成、経済交流の拡大を図り、日本と当該国との双方向の観光促進（ツーウェイツーリズム）を進める必要がある。日本の旅行業界と連携した海外での訪日キャンペーンの実施や、地方自治体、商工会議所などと協働し、海外姉妹都市・商工会議所の関係を活用した、双方向での送客の促進などの対策が求められる。

（8）観光を通じた東日本大震災被災地復興の促進

東北地方をはじめとする東日本大震災の被災地では、訪問観光客数が未だ震災前の水準に回復していない地域が多く、観光を通じた地域活性化を促進し、早期に交流人口を回復・拡大することが必要である。

具体的には、風評被害の払拭に向けた国内外への正確な情報発信の強化に加え、大規模な国際会議の誘致や修学旅行をはじめとする教育旅行を対象とした復興ツーリズムの推進、さらには、里山文化や三陸地方の食・海・歴史文化等を活かしたグリーンツーリズムの推進やJNTOによる海外での東北デスティネーションキャンペーンの実施など、東北PRの一層の強化が重要である。

（9）2020年オリンピック・パラリンピック開催効果の全国への波及＝略

2、観光関連産業のイノベーション促進と地域内産業間の連携と協働

（1）観光統計の整備と利用の促進＝略

（2）地域限定旅行業への参入促進

着地型観光の需要拡大ならびに旅行者の利便性向上を図るため、旅行業法における登録制度の弾力化を図られたい。具体的には、ホテル・旅館や観光案内所、道の駅などが旅行商品を造成・販売し、地域におけるコンシェルジェ機能としての役割を果たせるよう、地域限定旅行業への参入促進に向けた方策を検討されたい。

（3）ツアーオペレーターの資質向上に向けた認証制度の普及

日本ではインバウンドの旅行手配を行うツアーオペレーター（ランドオペレーター）の旅行業登録を義務付けていないことから、近年、外資系のツアーオペレーターによる低価格、低品質のツアーが増えている。政府は、訪日旅行の一層の質の向上を図る観点から、日本旅行業協会が実施しているツアーオペレーター認証制度の普及促進を図るとともに、旅行業登録のないツアーオペレーターの営業実態の把握、資質を担保する仕組みづくりを検討されたい。

（4）耐震改修支援など旅館の活性化の促進

旅館は、観光振興の重要な担い手であるとともに、施設そのものが観光資源である。増加するインバウンドの宿泊需要の受け皿として、FIT層に向けた情報発信強化や予約・決済などの商習慣の改善、人材育成等の受入環境整備などへの支援が必要である。

また、安全性の確保から宿泊施設に対し、改正耐震改修促進法への対応が義務化されているが、自治体の支援に温度差があることや、高い検査、建設コストのために、取り組みが進んでいない。宿泊施設の安全性の確保は、災害時の避難施設としての有効活用にもつながることから、政府は耐震診断・改修の実施状況を把握するとともに、補助制度を拡充し、地域の旅館等宿泊施設の活性化の促進を図られたい。

（5）観光人材の育成

①通訳案内士の育成強化と特例ガイドの全国への認定拡大

訪日外国人旅行者の増大、地方への誘客促進、地域のおもてなしの向上、そして地域における観光産業・人材の育成を図るため、ガイドの数と質を確保する必要がある。

ガイドの数を増やすためには、総合特別区域法や改正中心市街地活性化法等で認められている特例ガイドを全国に適用拡大することが必要である。

質の確保という観点から、通訳案内士制度については、更新制度や定期的な研修制度を導入するなど、通訳案内士法の改正を含めた見直しを検討すべきである。また、特例ガイドに関しては、商工会議所が実施する「ご当地検定」などを活用した人材育成を図ることが重要である。なお、政府は、多様化する外国人旅行者のニーズに対応していくため、通訳案内士、特例ガイド、さらにボランティアガイドを含め、それぞれの役割や特徴を活かした、受け入れのための仕組みの構築が必要である。

②観光ボランティアの育成＝略

③外国人技能実習制度の活用

日本の優れたホスピタリティを身につけた観光人材を育成するため、外国人技能実習制度において、フロント業務やレストランサービス業務などのホテルスタッフ業務を、技能実習対象職種に追加されたい。

④外国人学生に対する就労活動の制限緩和＝略

（6）規制等の撤廃・緩和

①貸切バスの営業区域規制および料金制度の緩和に関する道路運送法の改定

平成26年の貸切バス運賃・料金制度の改正に伴う料金の大幅な上昇により、バスツアーの需要縮小、それに伴う地域の土産品店、飲食店の売り上げ減少など、観光関連産業に悪影響が及んでいる。

他方、訪日外国人旅行者の急増に伴い、外国人旅行者向け貸切バスに対しては、営業所の隣接県を臨時営業区域と認める等の特例措置が平成27年9月末まで延長された。

貸切バスによる観光は、地方においては観光振興の重要な担い手であり、労務管理や車両の保守等において安心・安全を適切に確保することを前提に、料金設定の自由化、臨時営業区域の恒久措置化をはじめ、営業区域に関するさらなる緩和など、制度の見直しを検討されたい。

②国際観光ホテル整備法の改定

昭和24年に制定された国際観光ホテル整備法は、戦後間もなく数少ない訪日外国人旅行者をもてなすためにつくられた施設および接遇基準であり、その後、改定が行われているものの、旅行者増、ニーズの多様化の現状にあっては、登録制度が有効に機能しているとは言い難い。ついては、利用者が目的・予算に応じて良質のサービスを提供する施設を選択できる新たな設備・サービス基準を策定するとともに、登録施設に対する新たなインセンティブの検討や登録に関する相談体制の強化など、制度の活用を促す環境整備が必要である。

③水辺空間活用促進のための河川占用許可期間の延長＝略

④河川観光船の弾力的な運航を促進する海上運送法の規制緩和＝略

3、関係府省庁、国と自治体、自治体間の垣根を越えた推進体制の構築・強化

（1）観光庁の観光施策に関する総合調整・情報発信機能の強化

観光担当大臣の強力なリーダーシップのもと、観光庁が、関係府省庁で独自に実施されている観光関連施策を総合的に調整できるよう機能強化を図ることが必要である。

（2）観光振興に関する予算の拡充

政府全体の観光関連予算（平成26年度2956億円）については、年々増加しているものの、観光庁関係予算については平成27年度に103億円（平成26年度補正を含め146億円）と、諸外国と比較して極めて規模が小さい。観光による地域および日本経済への波及効果をさらに高めるためにも、観光庁関係予算をはじめとする政府全体の観光関連予算のより一層の拡充を求める。

日本再興戦略において観光立国実現に向けての指標（KPI）として、訪日外国人旅行者数が設定されているが、国内外の需要の取り込みによって経済効果を生み出すという観点においては、旅行関連消費額が重要となる。このため、新たなKPIを設定し、経済効果の拡大に力点をおいた取り組みに対して、予算の重点配分を行うべきである。

（3）国、地方自治体、民間事業者間のさらなる連携強化＝略

（4）JNTO（日本政府観光局）の機能強化

訪日プロモーションの実施主体であるJNTOの組織強化を図り、戦略的なインバウンドを進めていくために、各国政府観光局と比較して少ない人員・海外拠点・予算の一層の拡充が必要である。また、今後、海外旅行者の増大が予測されるASEAN、インドをはじめとする、アジア地域を中心とした海外拠点の増設や、在外公館等とのさらなる連携強化、自治体、企業等と連携したプロモーション強化に取り組むべきである。

さらに、JNTOホームページのGlobal siteを充実させ、多言語による地域の観光情報の充実を図り、訪日外国人旅行者のためのポータルサイトとして有効活用されるよう、情報発信機能を強化されたい。

（5）旅行者に対する危機管理体制の構築

日本での事業活動は、地震等の自然災害を前提に展開を考える必要がある。特に、観光分野においては、来訪者の安心・安全を確保するため、ハード面における災害対策の推進はもちろん、災害時の情報提供や事業者との連携、観光・宿泊施設等の人材育成など、適切な対策の実施による危機管理体制の強化を図る必要があり、具体的に以下の対応が求められる。

①地方自治体・事業者・自治会等との連携による国内外旅行者のための災害時情報提供ポータルサイトの構築と普及

②宿泊施設や観光施設の災害時の初期対応を含む危機管理マニュアルの整備、その周知のためのセミナーや研修、防災訓練等の実施、ICTを活用した緊急時外国語災害情報の発信

③災害時における通信手段確保のための、公園・公民館・学校・体育館等の公共施設における無料公衆無線LAN環境の整備

④在日公館や運輸機関との連携による災害・危機後の訪日外国人旅行者の安全かつ確実な帰国への支援策の策定と、危機発生直後の復旧に向けた計画策定、およびその実施体制の整備